

第4回丹波市人権行政推進審議会での意見・指摘事項への対応表

No.	箇所	資料・頁数 (第5回会議資料における箇所)	意見・指摘事項	対応（修正後）
1	【第4章】 インターネットによる人権侵害	資料2 (36頁)	「施策の方向性」の(1)の○の2つ目に「情報リテラシー」という言葉があるが、どういう意味なのか。	「リテラシー (literacy)」は、もともと「文字を読み、書く能力」を指すが、最近では、「対象の知識に対する理解力、判断力、応用力」といった意味合いで使用されることが多い。「情報リテラシー」については、下記のとおり注釈を加え、分かりやすく表現する。 →情報を適切に判断し、情報を通じて決定を下す能力のこと（適切かつ有効に情報を活用する力）
2	【第4章】 インターネットによる人権侵害	資料2 (36頁)	市の教育委員会は、インターネットによる人権侵害に関連して、子どもに何時間教えているのか。どの学年にどのように教えているのか	各校において、全ての学年で発達段階や活用状況に応じた「情報セキュリティと情報モラル」の学習をおこなっている。小学校では「総合」、「道徳」、「学活」の時間、中学校では技術科の「情報の技術」の時間を中心とし、教科横断的にあらゆる場面で人権教育（人権侵害関連）を実施している。また、教育委員会からも小学生を対象に「家庭ルールブック」を配付し、親子で活用のルールなどについて話し合う機会を設けている。
3	【第4章】 インターネットによる人権侵害	資料2 (36頁)	施策の方向性(1)「インターネットによる人権侵害の防止に向けた教育・啓発」の中に、学校における教育についての記載があるが、第2次基本方針においては、「子ども・親子向けの教育・啓発」ということが書いてある。この問題では、子どもだけでなく、親も含めた教育が重要になってくると考える。	ご指摘を踏まえ、加筆した。

No.	箇所	資料・頁数 (第5回会議資料における箇所)	意見・指摘事項	対応（修正後）
4	【第4章】 性的マイノリティの人権	資料2 (38頁)	<p>「現状と課題」の○の1つ目、3行目に「私たちが気づいていないだけ」と記載があるが、「私たちが知ろうとしていないのではないかと、もっと踏み込んだ表現にすべきである。</p> <p>知っていく気持ちを持つということを啓発するような文言を盛り込んでほしい。</p>	<p>ご指摘については、「現状と課題」で記載しているとおおり、性の多様性への関心の高まりがみられるが、正しい知識を得る機会が少ない、と課題をあげています。これを受け、37頁の「施策の方向性」(1)で「教育・啓発の推進」を明記し、しっかりと取り組んでいきたいと考えている。</p>
5	【第4章】 性的マイノリティの人権	資料2 (39頁)	<p>「施策の方向性」(2)の○の3つ目について、同性パートナーシップ制度の導入を早く実現する必要があると考える。導入すると記載する必要があると考える。</p> <p>市役所全体で調整する必要もあり、「制度の導入について調査・研究する」と書き込むことに意義があるとする。</p> <p>現代社会で生きていこうとした時に、婚姻関係を証明されているということ、配偶者として認められることはとても大事なことであり、制度導入に向けて調査・研究して欲しい。</p> <p>市として同性パートナーシップ制度についての導入があれば、対象者の方は認められていると思われるし、子ども達もそのような結婚も認められるのだなと分かる。もっと前に進めていくべきと考える。</p>	<p>第3次基本方針で、性的マイノリティの人権について新たに項目を立て、しっかりと考えていこうとした点は、大きな方向性を示したと考えている。ご指摘を踏まえ、下記のとおり、修正する。同性パートナーシップ宣言制度について、どんなことができるのかについては、市役所内部で検討していく必要があると考えている。</p> <p>→「制度の導入に向けて調査・研究をします。」</p>

No.	箇所	資料・頁数 (第5回会議資料における箇所)	意見・指摘事項	対応（修正後）
6	【第4章】 その他の人権 課題	資料2 (41頁)	新型コロナウイルス感染症に関する「現状と課題」の箇所で、「感染者や医療従事者等への心ない言動や根拠のない情報に基づき差別・偏見など様々な人権問題が発生しています」とあるが、この部分には、市民が理解しておくべき様々な差別の形態があり、それが広がっているということをもう少し具体的に書き込んでほしい。	ご指摘を踏まえ、加筆した。
7	【第4章】 その他の人権 課題	資料2 (43頁)	「ホームレスの人々の人権」の箇所で、「現状と課題」の○の1つ目、「ホームレスに対する人権」とあるが、「ホームレスの人々の人権」の方がよい。	ご指摘を踏まえ、修正した。
8	【第4章】 その他の人権 課題	資料2 (45～46頁)	「(9) 様々な人権課題」の箇所について、「現状と課題」「施策の方向性」と分けて書いたほうがよい。	ご指摘を踏まえ、「現状と課題」「施策の方向性」と分けて記載した。
9	【第4章】 その他の人権 課題	資料2 (45頁)	「②職場における人権問題」の箇所で、「〇〇ハラスメント」と多くのカタカナ表記がされている。 「パタニティ・ハラスメント」の意味が分からない	ご指摘を踏まえ、「セクシャル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」、「マタニティ・ハラスメント」、「パタニティ・ハラスメント」について、注釈を加え、分かりやすく表現した。(17頁と45頁)
10	第5章	資料2 (47頁)	「丹波市人権施策推進本部」で施策の推進、総合調整及び進捗管理をするとあるが、市民へのフィードバックはどのように行われるのか。公表されるようなことはあるのか。実績を積み上げていくことを見える化するほうがよいと感じた	ご指摘を踏まえ、下記の文言を追加した。 →「人権施策の見える化を図るため、施策の推進状況について公表します。」

No.	箇所	資料・頁数 (第5回会議資料における箇所)	意見・指摘事項	対応（修正後）
11	第5章	資料2 (47頁)	<p>6行目に「市民一人ひとりが様々な人権問題について関心と理解を深め」とあり、さらに9行目に「市の職員は、人権問題に対する正しい知識と理解を深め」とある。市職員だけでなく、市民一人ひとりが「正しい知識と理解を深める」必要があると考える。市民も「正しく知っていく」「正しい知識を広めていく」ということが大切である。</p> <p>重複するならば、再度記載する必要はないと思う。</p>	<p>第2章、第3章において、人権施策の推進における基本的な考え方を記載している。この第5章については、それら基本的な考え方を踏まえ、具体的にどのように人権施策を進めていくのかを記載しているものであり、内容が重複している箇所もあるが、基本的事項であるので、重ねて記載している。</p> <p>また、第2章、第3章と整合性させ、「市民一人ひとりが様々な人権問題について正しく理解し」と修正した。</p>